あなたの所属組織の相談・通報窓口(連絡先を記載しましょう)

組織内部の窓口

外部の窓口(弁護士事務所など)

公務員倫理ホットライン(国家公務員倫理審査会の相談・通報窓□)

公務員倫理ホットライン Q検索

E-MAIL rinrimail@jinji.go.jp

https://www.iinii.go.ip/rinri/tuuho.html 郵送 〒100-8913 東京都千代田区霞が関 1-2-3

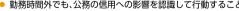
※通報1.た方の氏名等は窓口限りにとどめるなど、通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万金を期しています。

令和7年3月作成

国家公務員倫理カード

私は、国家公務員としての誇りを持ち、その使命を自覚して、 以下の規範を遵守します。

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たること
- 職務や地位を私的利益のために用いないこと
- 国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
- 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組むこと
- 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動すること



倫理行動規準(倫理規程第1条)





●香典・せん別・歳暮などの名目を問わず、金銭・物品等の贈与を受けること (例外、広く一般に配布される曹原田物品や記念品)

酒食等のもてなしなど、供応接待を受けること (例外 会議での簡素な飲食、多数の者が出席する立食パーティー)

●自動車による送迎など、無償でサービスの提供を受けること

●ゴルフや旅行を共にすること ●金銭の貸付けを受けること など

利害関係者以外との間

繰り返しの接待や著しく高額なものの贈与を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を 超えて供応接待や財産上の利益の供与を受けること

その他

- 国の機関が補助金等を支出している書籍等の監修料等を受けること
- ●他の職員が倫理規程違反によって得た利益であることを知りながら、その利益を享受すること
- ●倫理法等違反の事実について、虚偽の申述又は隠ぺいをすること
- ●管理監督職員が、当該事実について黙認すること など

利害関係者

職務として携わる許認可、補助金、立入検査、監査・監察、 不利益処分、行政指導、所管行政、契約等の相手方など

※異動により直接の利害関係がなくなった場合も、原則3年間は引き続き 利害関係者とみなされます。

利害関係者との飲食の際の注意事項

- ◆割り勘など利害関係者の負担によらない飲食は禁止されていません。
- ◆ただし、自己負担が不十分で差額分を利害関係者が負担した場合には、当該差額 分の供応接待を受けたことになります。
- ◆利害関係者と飲食した際は、自己の費用を正しく負担しているか領収書等で確認 しましょう。
- ※利害関係者と飲食する際、自己の費用が1万円を超える場合は、倫理監督官への事前の届出が必要

禁止行為を行った場合、倫理規程違反として 懲戒処分を受けることとなります